

IV. おわりに

本検討結果は、バリアフリー法の3つの柱である、バリアフリー化の推進、基本構想の取組み、心のバリアフリーの取組みを中心に、施行状況について、関係者の意見を聞きながら検討を行ってきた成果をまとめたものである。

バリアフリー法施行から5年を経過し、各施設等におけるバリアフリーは着実に進捗してきていると言える。しかしながら、高齢者、障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができる社会を構築し、社会参加をより一層促進するためには、実質的に移動又は施設の利用ができるような環境の実現が不可欠であることを踏まえ、交通施策やまちづくり政策との連携等を図りながら、障害者等団体や施設設置管理者等の当事者の主体的な参画の下、更なるバリアフリー化の促進に向けた取組みの実施が求められる。

また、高齢者、障害者等の社会参加を一層促進するのみならず、ユニバーサルデザインの考え方にに基づき、全ての利用者に利用しやすい施設及び車両等の整備を行うことは、国民の生き生きと安全に暮らせる活力ある社会の維持に寄与することを、国民全体の共通認識として共有することが必要不可欠である。

今後、国においては、本検討結果における今後の取組みの方向性をもとに、順次可能なものから必要な措置を講ずるよう要請したい。

なお、この検討結果はバリアフリー法附則第7条の規定に基づき検討を行い、とりまとめたものであるが、バリアフリー化の推進に当たっては、具体的な施策や措置の内容について、施策に関係する高齢者、障害者等の当事者参画の下、現状を検証し、その結果に基づいて新たな施策や措置を講じることによって段階的・継続的な発展を図るというスパイラルアップが重要である。

したがって、今後も、高齢者、障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができる社会の構築を念頭に、残された課題について引き続き関係者の意見を聞きながら、一歩でも二歩でもバリアフリー施策が前進し、スパイラルアップが図られるよう、国をはじめ、都道府県、市町村、高齢者、障害者等、施設設置管理者その他の関係者が、バリアフリー法や基本方針に規定する責務を踏まえ、たゆまぬ努力を積み重ねていくことが求められる。